

\* 引き上げ分にかかる消費税収の使途の明確化について

平成26年4月1日に引き上げとなった地方消費税収は、地方消費税交付金として交付され、その引き上げ分については全額を社会保障費の財源として活用しています。引き上げ分の地方消費税交付金を活用した事業は次のとおりです。

### 地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられた社会保障施策経費(令和3年度予算)

(歳入) ・地方消費税交付金(社会保障財源化分) 1.3千万円

(歳出) ・社会保障施策経費 3億7千万円

(単位:千円)

事業名		経費	財源内訳	
			特定財源	一般財源
社会福祉	障害者福祉事業	26,934	18,943	7,991
	高齢者福祉事業	43,729	35,770	7,959
	児童福祉事業	43,368	12,576	30,792
	ひとり親福祉事業	446	220	226
	小計	114,477	67,509	46,968
社会保険	介護保険事業	75,408	4,437	70,971
	国民健康保険事業	74,164	24,175	49,989
	後期高齢者事業	41,904	9,463	32,441
	小計	191,476	38,075	153,401
保健衛生	保健衛生事業	46,900	6,997	39,903
	予防事業	19,701	8,827	10,874
	小計	66,601	15,824	50,777
合計		372,554	121,408	251,146

\* 地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、上記事業の一般財源の一部となっています。